

さ情審査答申第229号
令和4年12月21日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和4年7月1日付けで貴職から受けた、「・野田線29号踏切道拡幅改良工事 地権者との補償契約締結（令和2年2月）に関する資料（以下「本件対象行政情報」という。）の開示をお願い致します。支払金額もわかる資料もお願い致します。」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年3月30日付け建北道安第7191号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、非開示とされた箇所印影を除く全てを開示するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によるとおむね以下のとおりである。

法人等の情報；条例第7条第3号に該当すると言うが、印影を除いた法人の住所・氏名・保証料・建物等の配置図を実施機関は黒塗りにして開示しないのは条例の適用を誤っています。

さいたま市は令和3年3月12日都ま区第2881号にて一部開示決定した東武野田線七里駅橋上駅及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書では、法人の住所・氏名・建物等の配置図・工事費概算額も公表されています。法人の規模は違いますが同じ法人です。

法人の財産に関する情報だと非開示の理由を審査庁は言うが、印影を除

く住所・氏名は法人の場合は法務省に登録されています。誰でも登記情報を見るだけでなく取得できます。公開されている情報である。土地や建物は法人だけでなく個人も含め登記情報を誰でも見られます。土地や建物の情報も法務省により公開されているのです。

さいたま市と法人が行った補償契約。市民の税金により支払われるものである。補償内容は常識的な基準の範囲内で行われる。補償金額が公開されない理由とはならない。不正支出が行われな限り補償金額は公開されていることと同じだからである。

図面は所有者から提供された図面を元に市が描いた図面である。補償の場所や範囲などを示すために市が作成したものと思われる。法人の内部管理情報とは違います。図面がどの程度詳細に描かれた図面なのかわかりませんが、通常簡易な建築物の配置図は不動産情報としても公にされているものである。補償費による工作物の位置を示す図面は公表されることを前提とするのが一般的な考えである。特に現代は google マップにより精密な建物の配置図まで写真で見ることができます。

条例第7条第3号の意味は法人の名称等は公開が原則と言う意味である。法人の利益を害したり合理性が無い時だけ非公開という意味です。非開示にする理由はありません。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和4年3月22日付けで審査請求人より、「・野田線29号踏切道拡幅改良工事 地権者との補償契約締結(令和2年2月)に関する資料(支払金額もわかる資料)」について行政情報開示請求書が提出された。

北部道路安全対策課において開示請求に係る行政情報の名称又は内容に記載されているとおり、「野田線第29号踏切の拡幅工事の施工に伴い発生した補償の補償契約書」を特定した。当該文書には補償対象となる所有者(法人)の住所・氏名・印影、補償料、建物等の配置図が記載されており、これらの情報については、当該法人の権利、正当な利益を害するおそれのある情報であるため、条例第7条第3号に該当することを理由として一部開示決定を行ったものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「審査請求に係る処分を取消し、非開示とされた箇所の印影を除く全てを開示するよう求めます。」「法人等の情報：条例第7条3号に該当するというが印影を除いた法人の住所・氏名・保証料・建物等の配置

図を実施機関は黒塗りにして開示しないのは条例の適用を誤っています。」
「さいたま市は、令和3年3月12日都ま区第2881号にて一部開示決定した東武野田線七里駅橋上駅及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書では、法人の住所・氏名・建物等の配置図・工事費概算額も公表されています。法人の規模は違いますが同じ法人です。」と主張している。

特定した当該文書である補償契約書とは、市が実施する道路整備が原因となって道路の形状が変わることにより道路と民地との間で段差が生じ、その段差解消をおこなうための費用を金銭補償するため、市と所有者（法人）の両方で補償契約書を締結するものである。

当該文書には補償対象となる所有者（法人）の住所・氏名・印影、補償料、建物等の配置図が記載されており、これらの情報については、所有者（法人）の財産に関係するものであり、法人の権利保護の観点から開示しないものと判断した。また、審査請求人の主張に、過去におこなった情報開示の例として「東武野田線七里駅橋上駅及び南北通路設置工事に関する施行協定書」を挙げ、法人の住所・氏名・建物等の配置図・工事費概算額も公表との記載があるが、今回は補償であり、公にされている公共交通機関の委託施行協定書の工事費とは異なり、補償契約書は所有者（法人）の財産に関係することから、その権利を保護するものと判断した。

また、建物等の配置図に関しては、所有者である法人より提出いただいた建築時の図面をもとに作成したものであり、建築時の図面は、法人の内部管理情報である通常他人に提供されないか、又は不開示を前提としなければ他人に提供されないものであり、開示することは妥当ではないと判断し、条例第7条第3号を理由として不開示としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和4年3月22日に開示請求を行った「・野田線29号踏切道拡幅改良工事 地権者との補償契約締結（令和2年2月）に関する資料」である。

実施機関は、本件対象行政情報として「野田線第29号踏切の拡幅工事の施工に伴い発生した補償の補償契約書」を特定し、条例第7条第3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、不開示とされた箇所の印影を除く全てを開示するよう求めるとして審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 本件対象行政情報は、野田線第29号踏切の拡幅工事の施工に伴い発生した法人（所有者）の損失に対し、その補償を行うべく実施機関と法人

との間で締結した補償契約書であり、そこに記載されている法人の住所、名称、代表者の氏名、補償料及び建物等の配置図等は、法人の財産権に関する情報または法人の財産権と密接に関係する情報であることが認められ、これが開示されることで法人の権利、その他正当な利益を害するおそれのある情報と認められる。

(2) したがって、本件対象行政情報は条例第7条第3号に該当するものと認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 7月 1日	諮問の受理（諮問第572号）
②	令和 4年 9月15日	審議
③	令和 4年10月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 4年12月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)